



平成24年4月5日

各 位

会 社 名 株式会社東理ホールディングス
(コード番号 5856 東証第2部)
代表者名 代表取締役社長 永井 鑑
問合せ先 代表取締役副社長 忍田 登南
(TEL. 03-3548-1014)

株主提案に関する当社の見解についてのお知らせ

平成24年4月2日に「株主提案権の行使に係る書面の受領に関するお知らせ」にて、お知らせいたしました株主提案について、本日開催の当社取締役会で、当社の現時点での見解を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案内容

(1) 提案株主

氏 名：福村 康廣（当社元代表取締役社長）
保有株式：24,455,500 株（26.15%）

(2) 提案内容の概要

提 案 1 取締役4名選任の件

以下取締役候補。

福村 康廣（当社元代表取締役社長）
品田 守敏（（株）エス・サイエンス（当社のその他の関連会社）代表取締役会長）
白根 孝一（当社子会社（老松酒造（株））専務取締役）
忍田 登南（当社代表取締役副社長）

提 案 2 監査役1名選任（追加選任）の件

以下監査役候補。

増子 文明（鳳友コンサルティング（株）代表取締役）

2. 当社の見解

当社の各議案についての、現時点での見解は以下のとおりであります。

(1) 当社は、提案1及び提案2を受け入れるものであります。

(2) 受け入れの理由は、提案株主等の保有する議決権数を考慮すると、これを上回る議決権数を確保することは、現実的に困難であり、提案株主との協調を図ることが、当社グループの利益になると判断し、提案を受け入れるものいたしました。

取締役会において、監査役より、現時点では、社内調査委員会の調査も継続しており、福村氏についての損害賠償請求の可否に関しても結論が出ていない状況を踏まえると、当社としての見解の表明は時期尚早であるとの考えもあるのではないかと意見が出されました。この発言に関し、取締役より、後述の条件付でも早急に見解を表明することが株主様、取引先様等への当社の現状を理解いただくために、より良いのではないかと意見が表明されました。本意見について監査役からも了解したとの表明がなされました。

但し、今後、当社の見解に影響を与える事象が判明した場合には、改めてお知らせいたします。このような事象の中には、平成23年11月30日開示の「旧代表取締役に対する損害賠償請求等の検討に関するお知らせ」で公表のとおり、東京地方裁判所にて、旧代表取

締役福村康廣が商法違反（特別背任罪）により起訴されていた２件に関し、無罪の第一審判決が下されたことを踏まえ、判決文の精査等を行い、損害賠償請求等の法的手段をとるべきかどうかを含めた対応の検討結果も含まれると認識しております。なお、本件検討結果は、平成 24 年 5 月中旬を目処に出す予定であります。

以 上